

国際有機農業運動連盟  
I F O A M

# 参加型保証システム(PGS)ガイドライン

## PGS GUIDELINES

どのようにしてP G S をつくり、機能させるか  
HOW PARTICIPATORY GUARANTEE SYSTEMS CAN DEVELOP AND FUNCTION

原著者 クリストファー・メイ (ニュージーランド)  
CRISTOPHER MAY (NEW ZEALAND)

日本語訳 NPO日本有機農業研究会  
JAPAN ORGANIC AGRICULTURE ASSOCIATION

本書は、国際有機農業運動連盟（IFOAM）がドイツで出版したものです。

© IFOAM 2008

本書の制作・出版は、オランダの Hivos とオランダ政府による「IFOAM—Growing Organic」事業の支援によるものです。

Die Deutsche Bibliothek-CIP Cataloguing-in-Publication-Data

A catalogue record for this publication is available from Die Deutsche Bibliothek

この出版物の書誌データは、Die Deutsche Bibliothek から入手できます。

ISBN 978-3-949946-49-2

本書（日本語版含む）は、IFOAM のウェブサイト（[www.ifoam.org](http://www.ifoam.org)）からダウンロードできます。

日本語訳 NPO 日本有機農業研究会が IFOAM の許可を得て翻訳したものです。

監修・久保田裕子 2015年8月

連絡先 113-0033 東京都文京区本郷 3-12-17-501 NPO 日本有機農業研究会

電話 03-3818-3078 Fax 03-3818-3417

メール [info@joaa.net](mailto:info@joaa.net) ウェブサイト [www.joaa.net](http://www.joaa.net)

# 参加型保証システム (PGS) ガイドライン

## —どのようにして PGS をつくり、機能させるか—

### 目 次

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 謝辞                         |    |
| 定義                         |    |
| 略語一覧・訳語について                |    |
| 1 はじめに                     | 1  |
| 2 このガイドラインの理解のために          | 2  |
| 3 PGS の基礎的要素               | 3  |
| 3.1 参加                     | 4  |
| 3.2 ビジョンの共有                | 6  |
| 3.3 透明性                    | 7  |
| 3.4 信頼                     | 8  |
| 3.5 対等性                    | 8  |
| 4 PGS はどのように運営され、機能するのか    | 9  |
| 4.1 開始—動機付けの要因             | 9  |
| 4.2 採用、あるいは適用              | 11 |
| 5 PGS と ICS                | 13 |
| 6 PGS の特徴                  | 15 |
| 6.1 基準と規則                  | 15 |
| 6.2 草の根組織                  | 16 |
| 6.3 小規模農業に適していること          | 16 |
| 6.4 原則と価値                  | 17 |
| 6.5 文書管理のシステムと手続き          | 17 |
| 6.6 生産者の順守を確認するしくみ         | 18 |
| 6.7 農民を支援するしくみ             | 19 |
| 6.8 シールとラベル                | 20 |
| 6.9 明瞭な、あらかじめ定められた違反に対する規定 | 21 |
| 7 PGS の手続きにおける相互評価の役割      | 22 |
| 8 料金                       | 24 |
| 9 4 つの PGS の基本事項一覧         | 25 |
| 10 PGS からの感想と課題            | 26 |
| 参考文献                       | 27 |

## 謝 辞

全世界の有機農業生産者と消費者が、直接・間接にこのガイドラインをつくるのに貢献しています。有機農業への熱心な取組みが刺戟となり、有機農産物の保証システムに新たな道が拓かれました。

この出版物は、オランダの Hivos と、Hivos と NOVIB が運営するオランダ政府の” Fund for Sustainable Biodiversity Management” が資金援助する “IFOAM-Growing Organic” プログラムを通して、IFOAM が委任し、助成して作成されました。

とりわけ、IFOAM 内部で、PGS という考えを発展させ、資料を整備するという重要な仕事にボランティアで献身的に取り組んでこられた新旧の IFOAM PGS タスクフォースのメンバーの皆さまに感謝します。

## 用語の定義

### 参加型保証システム Participatory Guarantee Systems (PGS)

PGS は、地域に焦点を当てた品質保証の仕組みであり、それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換の基盤の上に、関係者（生産者と消費者を含む）の積極的な参加活動に基づいて、第三者認証の枠外で行われる。

訳注・IFOAMは、2008年に、IFOAM世界理事会において、次をPGSの定義として正式決定した。したがって、現在は、次の定義が使われている。なお、それには、生産者の認証ということで、certifyという言葉が使われているが、近年は、verify（確認する）を使ったほうがよいとコメントされている（IFOAM、2014年）。

#### 参加型保証システムの定義

「PGS は、地域に焦点を当てた品質保証システムである。それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換の基盤の上に、関係者の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認証する。」

#### 原文（英語） Definition of PGS

Participatory Guarantee Systems are locally focused quality assurance systems. They certify producers based on active participation of stakeholders and are built on a foundation of trust, social networks and knowledge exchange.

### （農場の）相互評価 Peer Review

同じ状況にある人々（この場合、小規模生産者）が、生産方法についてお互いに評価をしあう。この手続きは公式のものとそうでないものがある。

### 地域・国内マーケット Local and domestic markets

これらのマーケット（市場）（訳注・この場合の市場（しじょう）は、物品の売買取引全体やそれが実施される圏域を指す）は、国内（国境内）である。一般的に「地域マーケット」というと、生産者から消費者にじかに販売されるものと考えられ、国内マーケットという、中間業者を含むより広い範囲のものになる。

### 小規模生産者 Small holder

小規模生産者の定義は数多い。この文書においては、小さな面積で生産する生産者やパートタイムの生産者を指す。また、大農場（プランテーション）に対する家族農業（家族経営農家）を指している。

### 生産者／農民 Producer/farmer

この文書における生産者とは、農民、あるいは小規模生産者や小規模加工業者を指す。

## 略語一覧

|       |   |                      |
|-------|---|----------------------|
| CNG   | Certified Naturally Grown                                 | 自然栽培認証               |
| IFOAM | International Federation of Organic Agriculture Movements | 国際有機農業運動連盟           |
| IBS   | IFOAM Basic Standards                                     | IFOAM基礎基準            |
| MAELA | Latin America Agro-Ecology Movement                       | ラテン・アメリカ・アグロ-エコロジー運動 |
| OFNZ  | Organic Farm New Zealand                                  | オーガニック・ファーム・ニュージーランド |
| N&P   | Nature et Progrès (France)                                | ナチュール・エ・プログレ (フランス)  |
| NSOP  | National Standards for Organic Produce (India)            | 有機生産物全国基準 (インド)      |
| PGS   | Participatory Guarantee System                            | 参加型保証システム            |
| TF    | Task Force  | 作業グループ               |
| USDA  | United States Department of Agriculture                   | アメリカ農務省              |

## 訳語について (日本語版のみ)

International Federation of Organic Agriculture Movements (IFOAM アイフォーム) は、1972年に設立され、国際有機農業運動連盟と訳され、定訳になっている。なお、2015年に正式名称を、IFOAM-Organics International と変更した。本書 (原書) は、改称前に作成された。

Participatory Guarantee Systems (PGS) は、IFOAM 独自の呼称であり、IFOAM の Organic Guarantee Systems (有機保証システム) (OGS) 全体の中で第三者認証と並ぶものとして位置づけられている。従って、IFOAM の PGS は、「有機」であることを保証したり認証するしくみと言える。OGS は、1980 年代初頭から IFOAM が独自に取り組んできた「有機」の基準と認定のしくみを発展させたもので、有機に関する基準 standards と規範 norms (生産等の基準、有機マーク、認定機関の認定基準など) とそれを認定する活動により構成される一連のシステムである。

Trust, The integrity based approach 「信頼」こそ、PGS の核心となる概念であり、それは「integrity」に基づく接近法とされる。多様な表現がありうるが、「“誠実さ” に基づくアプローチ」とした。なお、本書では、原文／原語の参照がしやすいように、主要な概念や見出し、キーワードには原語を付した。

(この項、久保田裕子記)

## 用語の定義

### 参加型保証システム Participatory Guarantee Systems (PGS)

PGS は、地域に焦点を当てた品質保証の仕組みであり、それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換の基盤の上に、関係者（生産者と消費者を含む）の積極的な参加活動に基づいて、第三者認証の枠外で行われる。

訳注・IFOAMは、2008年に、IFOAM世界理事会において、次をPGSの定義として正式決定した。したがって、現在は、次の定義が使われている。なお、それには、生産者の認証ということで、certifyという言葉が使われているが、近年は、verify（確認する）を使ったほうがよいとコメントされている（IFOAM、2014年）。

#### 参加型保証システムの定義

「PGS は、地域に焦点を当てた品質保証システムである。それは、信頼、社会的なネットワーク、知識の交換の基盤の上に、関係者の積極的な参加活動に基づいて、生産者を認証する。」

#### 原文（英語） Definition of PGS

Participatory Guarantee Systems are locally focused quality assurance systems. They certify producers based on active participation of stakeholders and are built on a foundation of trust, social networks and knowledge exchange.

### （農場の）相互評価 Peer Review

同じ状況にある人々（この場合、小規模生産者）が、生産方法についてお互いに評価をしあう。この手続きは公式のものとそうでないものがある。

### 地域・国内マーケット Local and domestic markets

これらのマーケット（市場）（訳注・この場合の市場（しじょう）は、物品の売買取引全体やそれが実施される圏域を指す）は、国内（国境内）である。一般的に「地域マーケット」というと、生産者から消費者にじかに販売されるものと考えられ、国内マーケットという、中間業者を含むより広い範囲のものになる。

### 小規模生産者 Small holder

小規模生産者の定義は数多い。この文書においては、小さな面積で生産する生産者やパートタイムの生産者を指す。また、大農場（プランテーション）に対する家族農業（家族経営農家）を指している。

### 生産者／農民 Producer/farmer

この文書における生産者とは、農民、あるいは小規模生産者や小規模加工業者を指す。

## 略語一覧

|       |   |                      |
|-------|---|----------------------|
| CNG   | Certified Naturally Grown                                 | 自然栽培認証               |
| IFOAM | International Federation of Organic Agriculture Movements | 国際有機農業運動連盟           |
| IBS   | IFOAM Basic Standards                                     | IFOAM基礎基準            |
| MAELA | Latin America Agro-Ecology Movement                       | ラテン・アメリカ・アグロ-エコロジー運動 |
| OFNZ  | Organic Farm New Zealand                                  | オーガニック・ファーム・ニュージーランド |
| N&P   | Nature et Progrès (France)                                | ナチュール・エ・プログレ (フランス)  |
| NSOP  | National Standards for Organic Produce (India)            | 有機生産物全国基準 (インド)      |
| PGS   | Participatory Guarantee System                            | 参加型保証システム            |
| TF    | Task Force  | 作業グループ               |
| USDA  | United States Department of Agriculture                   | アメリカ農務省              |

## 訳語について (日本語版のみ)

International Federation of Organic Agriculture Movements (IFOAM アイフォーム) は、1972年に設立され、国際有機農業運動連盟と訳され、定訳になっている。なお、2015年に正式名称を、IFOAM-Organics International と変更した。本書(原書)は、改称前に作成された。

Participatory Guarantee Systems (PGS) は、IFOAM 独自の呼称であり、IFOAM の Organic Guarantee Systems(有機保証システム) (OGS) 全体の中で第三者認証と並ぶものとして位置づけられている。従って、IFOAM の PGS は、「有機」であることを保証したり認証するしくみと言える。OGS は、1980 年代初頭から IFOAM が独自に取り組んできた「有機」の基準と認定のしくみを発展させたもので、有機に関する基準 standards と規範 norms (生産等の基準、有機マーク、認定機関の認定基準など) とそれを認定する活動により構成される一連のシステムである。

Trust, The integrity based approach 「信頼」こそ、PGS の核心となる概念であり、それは「integrity」に基づく接近法とされる。多様な表現がありうるが、「“誠実さ” に基づくアプローチ」とした。なお、本書では、原文/原語の参照がしやすいように、主要な概念や見出し、キーワードには原語を付した。

(この項、久保田裕子記)

# 1 はじめに

参加型保証システム（Participatory Guarantee Systems 以下、PGSと略す。）という用語と概念的枠組みは、2004年にブラジルで国際有機農業運動連盟 IFOAM(International Federation of Organic Agriculture Movements)とラテンアメリカ・アグロエコロジー運動 MAELA (Latin America Agro-Ecology Movement)が主催して開催した“オルタナティブな（もう一つの）認証”のワークショップから生まれ発展した。ワークショップでは世界各地のさまざまな“オルタナティブな”有機認証システム（しくみ）についてダイナミックな議論がなされ、それらに共通する特徴が析出され、公にされた。この活動を通して、今は PGSとして知られるようになった概念が戦略的進化を遂げるようになった。PGS という用語は、これら“オルタナティブな”しくみの多くにみられる共通点、すなわち、こうした有機生産物の認証手続きには、生産者とその他の関係者が積極的に参加しているということを表象したものである。PGS は、グループによる取引を増強したり地域コミュニティを強めるさまざまな活動を促進する枠組みを備えている。

PGS の概念を明確に描き推進しようとする熱意にかられて、IFOAM が後援するタスクフォースが組織され、2004年以降、IFOAMと MAELA の双方が PGS の開発のために活動してきた。

信頼性があり、適正でコスト節約的なしくみである PGS を通して、生産者は消費者に「有機（オーガニック）保証を提供できる」という PGS の考え方に対して、世界中から支持が増えてきた。IFOAM と MAELA は、有機生産者のニーズに最適な有機認証のオプション（追加的な選択肢）を確実に得られるよう、この策定過程を支援してきた。こうして、地域の有機マーケットにとって、今や PGS は実行可能な有機認証オプションとして個別の第三者認証と並ぶものとみなされるようになったのである。

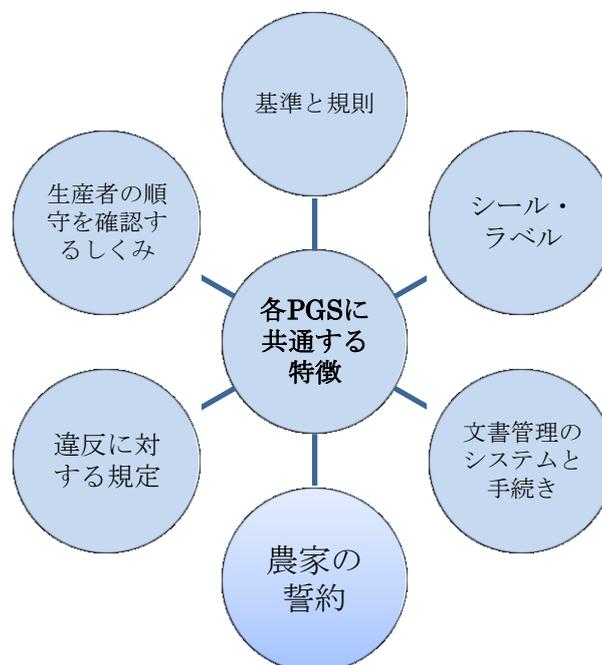
PGS は、すでにブラジルその他ラテンアメリカ諸国のほか、アメリカ、インド、ニュージーランド、ヨーロッパで使われている。東アフリカとオーストラリアでも新たな PGS が策定されている。PGS の種々の特徴・特性を示すために、本書では、これらのモデルからいくつかの事例を引用することにしたい。

この文書はこれら多くの PGS のあいだにみられる共通性を明らかにしたものであるが、IFOAM の出版物『参加型保証システム—ブラジル、インド、ニュージーランド、アメリカの事例研究 Participatory Guarantee Systems -Case Studies from Brazil, India, New Zealand, USA』、及び『参加型保証システム・よくある質問 Participatory Guarantee System FAQs』と併せて読みたい。

## 2 このガイドラインの理解のために

有機生産者が直面しているさまざまな課題に対応して、いろいろな PGS がそれぞれの国や文化的脈絡において個々独立して開発されてきた。これらの PGS はそれぞれ異なる理由から個別に開発されたので、有機生産物の認証手続きの運用方法は多様であるとはいうものの、数多くの共通した特徴を持っている。その共通事項には、基準と規則、誓約（訳注・宣誓、宣言など）、文書管理のシステムと手続き、生産者の順守を確認するしくみ、シール・ラベル、そして違反に対する規定が含まれている。

図1 PGS に共通する特徴



各種の複雑な事情を通して別々に発展してきたこれらの共通する特徴は、今や PGS と呼ばれ認識されるものに共通する PGS の基準指標とみなされるに至っている。個々の PGS は、それぞれ特徴をもっているため、その内容水準はそれぞれ異なる。共通する特徴を PGS として開発し適用するにはいろいろなアプローチがあるので、単一のアプローチを規定することは不可能であり、またこのガイドラインの意図するところではない。このガイドラインは、PGS が世界のあい異なる状況の中でどのように開発され、適用されてきたか、具体的なモデルとして、特に、ブラジルの ECOVIDA/エコヴィダ（農業環境ネットワークの意）、アメリカの自然栽培認証（Certified Naturally Grown 以下、CNG と略。）、インドのキーストーン財団（Keystone Foundation）、ニュージーランドのオーガニック・ファーム・ニュージーランド（Organic Farm New Zealand 以下、OFNZ

と略。)の PGS 事例を引用することを通して述べることを目指している。

PGS は他の品質保証システムと同じように相互作用的なもので、それゆえ常に見直しと変更を行えるように開かれたものである。ECOVIDA は、そのマニュアルの中で PGS の開発過程について、「それは突然生まれたものではなく、その開発に関与した“主要な関係者”相互の濃密な議論の結果である」と記している。この手続きの効果は次のような形で今も反映されている。つまり、ECOVIDA は地域間の違いを認めて認証システムを改善しつづけ、認証方法も継続的に改良する余地を設けているのである。

### 3 PGSの基礎的要素 *PGS Basic Elements*

PGSは、参加型アプローチ、ビジョンの共有、透明性及び信頼に供する多くの基礎的な要素が土台となって支えられている。

#### 3.1 参加 *Participation*

参加は、PGSの本質的かつダイナミックな構成要素である。主要な関係者 key stakeholders (生産者、消費者、小売り及び卸売業者、並びにNGOのようなその他の者)は、PGSの最初の設計から運営まで携わっている。PGSの運営に際して、関係者(生産者を含む)は意思決定やPGS自体の運営にかかわる本質的な決定に関与している。

関係者、特に生産者は、PGSのしくみに携わる以外に、系統だった継続的な学習過程にも携わっている。その学習過程によって彼ら自らの仕事が改善される。この過程は、通常、PGS(委員会あるいは指名されたマネージャー)によって、場合によっては支援NGOによって進められる。学習過程は通常「実用的」であり、野外実習やワークショップも含まれる。

学習イベントの重要なポイント—

- ・これらの「学習」イベントは、PGSの運営に不可欠である。
- ・参加登録によって、参加者が認知される。

生産者が読み書きできない場合、その生産者の文化や状況にふさわしいやり方で彼らを受け入れるしくみを設けるのがよい。このしくみには、グループの結束を表現する特定の文化的方法や画像、その他の手作りの活動も含まれる。どのような場合でも、その場の状況に合わせたしくみにすべきである。

参加という考え方は、PGSの「集団責任の原則」(collective responsibility)によって有機を保証するというを具体化したものである。この集団責任は以下の項目に反映されている—

- ・PGSを共有すること
- ・開発過程に関係者が携わること
- ・システムがどのように機能するかについて理解すること
- ・生産者・消費者・その他の関係者が相互に直接的なコミュニケーションをもつこと

以上の項目が一緒になって、誠実さに基づくアプローチ及び信頼を得るための方式をつくるのに役立つ。この信頼を増進する重要な手段は、透明性のある(誰にでも見える)運営手法にある。これには、意思決定における透明性、情報入手が容易であること、及び消費者に訪問が可能な

農場が公開されていることが含まれる。

### 誰が、どのようにして参加するか？

いろいろな人・グループは、さまざまな技能、専門知識、資源（訳注・資金、人材など含む）へのアクセスを持っているので、それぞれが PGS の開発や管理にいろいろな役割を果たすことができる。重要なことは、生産者は意思決定（誰が認証されるか）に直接携わっていることで、彼らこそ主要な関係者であるという点である。生産者は直接意思決定に携わることもあるし、自分が選んだ人を通して代表してもらうこともある。これがどのように機能するかは地域の事情による。理想的には、消費者も PGS に活発に携わることであるが、しかし、それは生産物がどのように(直接に、あるいは他の事業体を通して)市場に出されるか、どの程度消費者団体が組織され参加できるかに左右される。多くの PGS グループでは消費者はそのメンバーであり、生産物を買うだけでなく意思決定や管理にも携わっている。全体を通して重要なことは、実行可能な範囲で生産者と消費者の間の橋渡しが構築され増進されることである。

PGS 開発の推進に責任を持つグループに対して発せられる主な質問は、次のようなものである—

「誰が主要な関係者なのか？」

「主要な関係者が全員 PGS の開発過程に参加できるようにするため、でき得るすべてのことをやっているだろうか？」

CNG (アメリカ) のロン・コスタ (Ron Khosla) は、次のように書いている。「私たちの大きな強みの一つは、PGS をどのように運営するかという議論にできるだけ多くの人々を引き入れる努力をけっしてあきらめなかったことである。最初の働きかけで関係者の反応が拒絶されても(既成のやり方にとって代わる事柄はしばしば最初は評価されないものである)、初めはあなたやあなたの考え方が拒絶されたとしても、他の人々を取り込もうとする努力をやめてはいけない。ほどなく多くの人々が入ってきて、PGS の取組みや理想とするものへの理解と同様、今ではその拡大努力も支持されるようになっていく。」

消費者が PGS に直接携わっていない場合、それを PGS といえるだろうか？

消費者と生産者は補完的な利害関係を持っている。一方は有機生産物を生産し、他方はそれを購入し消費する。従って、消費者の関与という考え方は多くの利点を持っており、すでに多くの PGS の特徴となっている。その利点には、以下が含まれる—

- ・生産者と消費者の統合は、PGS の信頼性を強め、PGS により認証を受けた生産物に対して市場機会を広げる。
- ・消費者は、PGS を管理する作業負担を分担でき、管理に対し有益な専門知識を提供し、相互評価 peer reviews（内部検査 internal inspection）システムを支える役割を引き受けることができる。
- ・消費者は PGS への関与によって、有機食品の価値を認めるようになり、生産物に対し公正な価格を喜んで支払うようになる。

ECOVIDA(ブラジル)では、PGS の消費者は検査手続きを含む PGS の活動を監視する倫理委員会のメンバーになることができる。OFNZ（ニュージーランド）では、消費者はメンバーや委員になることができ、内部検査の一員としても従事できる。

さまざまな事情により、消費者が直接 PGS に関与できないこともあるが、重要なことは、主要な関係者を加えるという原則を理解し、でき得るかぎり実行することである。消費者が参加してくると価格が低く維持されると怖れて、生産者は PGS に消費者が強く関与することに乗り気でないことがある。この現象に対処する方法には次のようなものがある—

- ・関係者をすべて PGS の開発に携わらせ、初めから PGS の原則に責任を持って関わらせること。
- ・消費者を含むすべての関係者の役割が明確に定義され、議決権、責任などについてもきちんと含まれていること。

### 3.2 ビジョンの共有 *A Shared Vision*

ビジョンの共有とは、PGS のねらう目標に導く核となる原則を、主要な関係者(生産者、NGO、教会、商業者、消費者、時には政府も含む)の集団の皆が支持することである。これらの原則は、生産基準と PGS の運営規則の両方を導くために用いられる。そのビジョンには、有機生産の目的のほか、生産基準、社会正義、公正な取引、生態系の尊重、地域社会の自治、文化的な差異の尊重などに関する目標が含まれる。

「自分は何を食べているかを知る権利は誰にもある・・・一人ではほとんど何もできないが、一緒になって協力すれば、より強く大きなものを作ることができる。」 ECOVIDA

「わが惑星の美しさと完全性、及び土を耕す人類の可能性に対する深い理解、共感、受容を意味する“有機の精神” *spirit of organics* を、私たちは信じている。」

*Bryanston Organic Market, PGS, 南アフリカ*

関係者がどのようにビジョンを集団的に共有するかは、地域の状況や、利害関係グループが携わっている方法により異なってくる。例えば—

- ・PGS の関係者は、まずは設計過程に参加したり支持したりすることによって、そして加入する（メンバーとなる）ことによって、ビジョンを共有することができる。また、例えば「ビジョン」などとしてビジョンを含む内容が書かれた申請書／登録文書に署名するなど、ある程度拘束力のある方法もある。
- ・各々の関係組織は自らの「ビジョン」の一部として、この共通ビジョンを採用することもできるであろう。
- ・生産者は有機生産物の生産によって、及び消費者は有機生産物の消費によってビジョンを共有できる。
- ・ビジョンは、販売時点でのラベルや宣伝によって、直接、消費者にはっきり伝えることができる。

参加という開発過程を通して、このビジョンは明確にされ、体得される。

### 3.3 透明性 *Transparency*

透明性は、生産者と消費者を含むすべての関係者が、基準や有機保証手続き(規則) によってどのように認証システムが機能するのか、また、どのように意思決定が下されるのかを正確に知るによって形成される。このことは、一切の詳細が皆に知らされていることを意味するわけではなく、この制度がどのように機能するか、皆が最低限、基本的理解を持っていること、もしくはそれを知りうるルートが確保されていることである。

透明性は、以下の項目によって高められる—

- ・明確に定義され、文書化されたしくみであること。
- ・認証（訳注・保証、確認と表現してもよい）を受けた生産者のリスト、その農場の詳細、及び違反した場合の措置といった PGS の文書と情報に広く一般人がアクセスできること。それはウェブサイト、広報、関係者の会合で得られる。またはインドのようにソーシャルメディアサービスによってアクセスできるデータベースをつくってもよい。IFOAM ウェブサイトの PGS データベースからさまざまな文書の例を参照することもできるだろう。

草の根レベルでは、生産者が次のような有機保証手続きに積極的に参加することを通して透明性が形成される—

- ・会合・ワークショップでの情報共有
- ・内部検査(相互評価)への参加

- ・意思決定への関与

### 3.4 信頼 *Trust*

PGS 構築の基礎を成す誠実さに基づくこととは、生産者は信頼できるし、有機認証／確認システムはこの信頼を表現したもの、あるいは証明であるという考えに根差している。この信頼という基盤は、PGS を通して主要な関係者が共通のビジョンを集団として開発して共有し、そのビジョンを集団として具体化し形成しつづけるという PGS の考え方から構築されている。

この信頼を発揮する方法は、個々の PGS グループ固有の文化的要因に全面的に依存する。

「信頼」という考えは、個別生産者が有機生産を通して自然の健康と消費者の健康を保護することに責任をもって関与することを前提としている。

信頼を表明するためのしくみは、以下のものを含む—

- ・個人的なまたは証人のサイン付きの誓約文書による宣誓（生産者宣言）、または握手。
- ・生産者がグループとして組織されている場合、（文書ないし口頭による）誓約を集団で賛同することによって各個人や集団全体の良心を表明することができる。インドの有機ラベル・スキーム(OLS)では、誓約の場面が録画され、記録がアーカイブで保持されている。

どのような手続きをとるにしても、それは主要な関係者によって、かつ関係者と共に決定されるべきであり、また、何らかの公式記録や合意文書の形で残しておく。

### 3.5 対等性 *Horizontality*

PGS は、反ヒエラルキー（訳注・縦型組織、上意下達ではないこと）を意図している。これは、以下の民主主義的構造及び PGS の集団責任に反映されている。

- ・責任を共有し持ち回りにすること。
- ・生産者が互いの農場の相互評価に直接携わること。
- ・意思決定プロセスの透明性

## 4 PGSはどのように運営され、機能するのか

### 4.1 開始—動機付けの要因

たいていの場合、PGSは、有機保証を取得することの利益をグループの人々が皆で認識した時に生まれる。地域マーケットで保証を備えるには、不特定多数を対象とした遠隔地流通の際に求められる第三者機関による認証の規則順守やコストを強制されることはあまりない。その他、次のようなことも、動機付けの要因になる—

- ・有機の保証手続きにおける煩雑さを少なくする。
- ・生産流通過程における対等性と公正さを増す。
- ・有機農業を通して、地域コミュニティの価値と潜在的な地域コミュニティの発展の可能性を引き出す。

それぞれのグループの構造がその枠組みを規定し、それによって、グループのマーケティングやさまざまなコミュニティ構築のための活動が活用される。

多くの個人生産者がPGSに加入するのは、地域（たいていは、ファーマーズ・マーケットや直売所など）で有機農産物を販売したいからであり、そのために有機のラベル表示が必要となるからである。PGSは、そうした表示を容易に取得できるようにするためのものである。グループに加入することの利益は、ひとたびPGSが立ち上がって一定期間運営がなされれば、それによりその重要さがわかるであろう。

このように、地域発展はPGSにより達成されるということに触発されてNGO（非政府組織）はPGSの開発に取り組み、それにより、多くの農家が市場（マーケット）にアクセスできるようになり、当初の動機の見返りをしっかりと受け取ることができるようになる。

・ECOVIDA（ブラジル）には、農村地域の貧しい人々に対する社会的公正という考え方に根差す、PGSの発展を促す強力な社会経済的な大義があった。それは、大規模で商業的な農場や工場的農業向けではないものをつくるべきだという大義である。PGSの開発過程は、NGO、地域の行政機関、教会、食品生協、及び生産者団体から支持され、2001年に連合体が組まれた。

国の規則第007に基づくECOVIDAネットワークの基準が、ブラジル農業省とECOVIDAネットワークにより策定された。ECOVIDAネットワークは、エコロジカルな生産物とは、単に技術的な基準を満たすだけでなく、それを超えて農業生態系の原則を擁し、しかも社会的な規範、環境保護や食品の健全性をも包摂するものであるという考えを推進するものになっている。

・OFNZ（ニュージーランド）にとっては、PGS開発の刺激になったのは主に経済的なもので、

そこでは農民は、地域マーケットに出すために有機ラベルが必要であったが、EU、JAS、NOPなどの経費のかさむ第三者認証を取得する経済的余裕がなかった。そこで、NGO（ソイル・アンド・ヘルス・アソシエーション／土と健康協会）がニュージーランド政府からの助成を受けて、PGSの開発過程に携わった。ここでは、全国各地の関係者を巻き込む一連のワークショップなどが行われ、それを通してPGSのモデルが形づくられていった。そうして、2002年に、5つの試験的なウェブサイトがつくられ、OFNZが立ち上げられた（www.ofnz.com）。

OFNZは、生産基準としてBIO-GRO NZ（IFOAMにより認証事業者として機関認定されている）の基準を用い、規則については独自の認定規則（順守事項や運用規則）をつくって、それらを合わせてOFNZの認定基準とした。

- ・CNG（アメリカ）の場合は、有機（organic）という用語をアメリカ農務省USDAがその管理下に置いたことで（訳注・2002年施行）、その実際的な対応としてPGSが必要となった。多くの小規模農民が「有機」用語を使えなくなるとはじき出され、そのため、市場で認められるためのシステム（しくみ）をつくりだすことが必要になった。CNG（www.naturallygrown.org）は、関係者との長い検討を経て、2002年にPGSを立ち上げた。CNGはUSDA NOP（アメリカ農務省の全国有機生産基準）を基準として採用している。

- ・インドでは、そうした推進力は、NGOによる地域開発と有機農業振興のための幅広い取組みの中から生じた。NGOは、有機を保証するPGSラベルは、潜在的には何百万人もの貧しい農民のためになると認識していた。かれらはPGS有機インド協議会（www.PGSorganic.in）を設立した。同協議会は、有機生産全国基準を採用し、さまざまな地域の4団体において試行的にPGSモデル方式を開発し、2007年に正式に取組みを開始した。

- ・フランスのナチュラル・エ・プログレ（以下、N&Pと略。）（訳注・自然と進歩の意、1964年設立）は、フランスやヨーロッパで有機農業が公的に認められる前の1980年代からPGSタイプのものを創設していた。それは、地方の地域的な有機の保証システムとして確立されていた。だがそれは、「ヨーロッパ認証規範 EN NF 45011」からは除外された。その時から、N&Pは、それまでに培われてきた消費者の認識、つまり、N&Pは独自の厳しい生産基準（EECが策定したCEE No.2091/92より厳しい）、国際的な倫理基準を持ち、独自の参加型で保証しているという認識だけに頼ってきた。

N&Pの生産者は、有機農業転換・維持の補助金も受けられず、有機小売業者・有機加工業者へのアクセスもなく、しかも「アグリカルチャ・ピオロジック（訳注・フランス語の有機農業の意）」（ABマーク）という用語さえ使えない状態である。そのため、N&Pの生産者の半数は、独自のPGSだけでなく、第三者機関による有機認証を取得している。2005年にIFOAMは、生産者のオプションとしての第三者によるグループ認証（IFOAMの内部管理システム Internal Control System /ICS）をテストしてみるための、ヨーロッパにおけるグループ認証のパイロット

プロジェクトに取り組んだ。N&P は、傘下のタルン地域グループと一緒にそのプロジェクトに参加し、かれらの有する独自の PGS の上に ICS を重ね合わせて実施する実験を行っている。

## 4.2 採用、あるいは適用

世界全体をみると、書類を備えた多くの PGS 成功事例があるが、これから PGS をスタートさせようと考えている新しいグループにとっては、既存の PGS 事例のどれを採用し、そしてまたどのように修正して適用して自身の独自のしくみをつくっていくかが問題となつてこよう。

いずれのアプローチをとっても、なすべきことは多い。

「基準」 standards を決めるに当たっては、「基準」という中には、「生産基準」 production rules とそれ以外の「順守すべき事項に関する規則」 norms and compliance criteria の 2 通りがあることを認識することが重要であり、既存の「基準」事例には、両方を含むものもあれば、単に生産基準だけのものもある。

- ・生産基準では、生産資材の投入に関する規則と、有機農業環境に関する一般的な管理に関する規則を決めている。
- ・順守事項の規則は、申請方法と会員の資格要件、有機保証の手続き過程、必要な記録の保持、違反した場合の措置などについて定めている。

国の基準では生産基準だけのものもあるが、EU の基準は、生産基準と順守事項の規則の両方を含んでおり、第三者認証によるグループ認証の規則も定めている。多くの PGS では、その国の有機農業生産基準を採用し、そして順守事項の規則についてはそれぞれの状況に合わせた規則をつくっている。国の有機農業生産基準がない場合は、IFOAM 基礎基準を適用して新たな基準をつくることもできる。

国の有機農業基準が法律や規則による法的な制度となっている国では、「有機」という用語の使用を、それに拠らない場合は禁止したり厳しく規制しているにちがいない。この場合、PGS への道を開くことは複雑である。次のような選択肢があるだろう—

- ・PGS に道を開くことを支援するよう、法律・規則を変えるための要請や政治的な働きかけを行う。
- ・CNC(アメリカ)の事例に従って、例えば「ナチュラルリー・グロウン／自然栽培」のように、規制された用語の「有機」を含まない PGS を表す言葉を使う。

新しい PGS のおおかたのシナリオは、いくつかの PGS をミックスしてマッチするものを自分たちの状況に合わせていくという方法だろう。採用するにしても適用するにしても、重要な関係者の多方面からの参加によりその開発過程が支持されなくてはならず、そして、自身の“固有の”状況に合わせるため、試行的にやってみることや、関係者からの評価を採り入れなければならない。

試行的な実施により、次のようなことが得られるであろう—

- ・現時点でのスキルの程度やシステム（管理・運営・技術など）を認識し、そのギャップを埋めることを強める。
- ・書類を評価し、必要箇所を修正する。
- ・その過程で、有機保証手続きとその役割、関係者の責任に関する認識を深める。
- ・試行的プロセスに参加することを通して、関係者にその PGS は自分たちのものであるとの思いを強めてもらう。

他から学ぶ—すでに PGS を実行していてその活動に携わっている人からのアドバイスを遠慮しないで受けよう。

## 5 PGSとICS

PGSとICS（Internal Control Systems / 内部管理システム）は補完関係にある。（訳注・IFOAMは、主に小規模農家向けの第三者認証の方法として、グループ認証 group certification を認証方法の一つとして位置づけ、その概念と方法をIFOAMのICSとしてとりまとめている。認証を取得する農家グループの内部管理を前提として、外部の第三者認証機関が外部から内部検査を評価し認証を与える点が、PGSと異なる。ICSは、主として栽培基準等に関する基準の適合を評価するが、ただし、それぞれのグループにより、ICSでもPGSのような集団としての目標・原則の共有、透明性、公開性、対等性などを有しているグループもある。他方、PGSの中にも、きわめてICSに近いものも少なくないことから、ここでは、相互に補完的であるとしている。）

*PGSは、第三者有機認証のしくみとどう異なるか？*

理論上PGSがICSと異なる点は、PGSが参加と対等性に重点を置く点に表れている。ECOVIDAはPGS認証について、「それぞれ個々の生産者の良心から始まって・・・一つの確信に成長する広範囲にわたる手続き」と述べている。関係者が手続き全体に関与することにより、この確信は積極的に強められる。他方、ICSも集団倫理を形成しようとするが、その手続きはずっと機械的である。ICSは時間とともに生産者の理念的な責任が増大すると期待して形成されている。ICSは通常NGOや輸出業者によって外部から持ち込まれる。コーヒーのように生産者自身が消費しない商品や、野菜・果物のように輸出用でなく地域マーケットのために栽培し有機認証を受けていない商品を輸出市場に向けようとして、ICSが組み入れられている。

ICSと比較すると、PGSは、多くの場合（直売所や協同組合を通して）生産者と消費者が直接売買に参加する地域マーケットに食料を供給することに焦点を当てている。他方、ICSの商品は通常生産者が訪れることができない遠隔地に向けて売られ、その生産物（多くは産品 commodities）は加工され、他の生産物と混ぜられるので、生産者とのつながりは見えなくなる。

技術的な観点では、ICSとPGSとは集団的な認証の手段、基準、基準順守を証明するしくみ、証拠となる文書管理の手続き、農家の誓約、シール・ラベルなど、いくつかの点で類似性を持っている。ICSとPGSとの間には違いもある。PGSでは、すべてのPGSが従わなければならない一律のルールはなく、それぞれのPGSについて主要な関係者が、第三者認証のように外部からではなく、グループ全体の内部から手続きをつくり管理しつつ、PGSの企画と運営にできる限り参加する点が異なる。

他に、次のような差異もある。すなわち—

- ・PGSのねらいは、事務作業を最小化することである。PGSでは生産物がいったん農場の門

(ゲート)を出たら、通常その先の流通を追跡することを考えないという事実があり、これが事務軽減に寄与している。

- ・ PGSにおける認証は農場全体 the whole farm であり、個別の生産物ではない。
- ・ 個々の農家が自らの PGS 認証を持つ (ICS では生産グループや加工者、取扱業者が認証を持っている)。
- ・ PGS の生産者は、彼らの生産物を彼ら自身のために取引できる。
- ・ 消費者やバイヤー buyer はしばしば PGS に関与するが、ICS には通常彼らは関与しない。

輸出に焦点を当てる ICS では、文書作業と基本施設 infrastructure に関する基本的登録要件が相当厳格であり、基本施設の整備と文書管理 (文書化) を一歩ずつ段階的に進むことを簡単には許さない。従って、資源は限られていても熱意が高い地域では、PGS であれば、その地の取組みによって速く成長することができる。それに対して ICS は、基本施設整備費用をまかない、第三者認証機関に手数料を支払うための資金調達と、技術的支援の両方を必要とする。

## 6 PGS の特徴 KEY FEATURES

PGS は、以下の特徴や作業要素により性格づけられる。

### 6.1 基準と規則 Standards and Norms

有機であることを測る技術的水準となる基準をつくるには、参照すべき基準を必要とする。広く一般的に認められた有機生産基準・規則を参照基準の基礎に据えれば、信頼のおける水準を有する基準となる。そうした参照基準を使うことによって、その PGS はより広い PGS 仲間の一員とみなされる。通常これらの規則とは、IFOAM の有機生産に関する基礎基準 (ECOVIDA が採用)、CODEX、米国農務省有機基準 (CNG が採用)、有機 JAS 規格、EU や国内基準 (インドの NSOP が採用) や、第三者認証機関の認定基準 (OFNZ) などである。

関係者がどのように基準を順守するかを表し定義した順守規則 compliance criteria/norms は、PGS に参加する主要な関係者によって合意されるべきである。PGS の共有と責任ある関与を引き出すには関係者のこの手続きへの参加が不可欠であるので、この手続きは軌道に乗るまで多少の時間を要するが、きわめて重要である。例えば、生産者は農場の相互評価 (時には内部検査と呼ばれる) の手続きに参加する必要がある。この手続きを実地で試すことは重要であるというのも、この手続きを複雑にする社会的・文化的問題があれば確認・議論し、必要なら再設計しなければならないからである。

基準は非常に長い文書になることがある。生産者はそれを詳しく読むことに気乗りしないであろうが、以下のことは不可欠である。

- ・ 基準が何をもちたすかを生産者が知っていること。
- ・ 彼らがこれらの基準の重要事項と主要なメッセージを入手できること。
- ・ 基準のすべてのコピーを入手できること。

たいていの PGS では、基準の要約が用意され、生産者がふだん話して読める言語で提供されるので、彼らは基準の意義を十分理解できるようになる。この文書には、たいてい「農業者の誓約」The Farmer Pledge も付いている。もしも農業者が読み書きできない場合、基準の詳細について彼らの理解を進める別のしくみを用いるべきである。基準をめぐって重要な事柄を生産者に説明して、彼らの議論を得ることが望ましいとき、ふつうワークショップと実際的実践的アプローチが使われる。主要連絡員 key contact persons もこの手続きに不可欠である。すなわち、基準を順守しない事案があれば報告することの重要性を、生産者は理解しなければならない。彼らはまた、技術面での支援者にも容易に接する機会が持てるようにすべきである。その人物は同

じ地域コミュニティに住んでもいいし、定期的にそのコミュニティを訪ねるのもよい。事情によっては、電話が効果的かもしれないが、顔を合わせてのコミュニケーションは情報を共有するのに最も有効な方法である。

## ICSとの連結

ICS (IFOAM が定めた第三者認証によるグループ認証システム) と連結していたり、国際基準を参照して導入された基準を PGS が持つことには、いくつかの利点がある。特に、PGS 認証を得た生産者が輸出市場への供給を望む場合で、そうなると個別生産者として、あるいは ICS の一部として第三者認証機関とのつながりが必要になる。PGS で採用された基準が第三者認証機関のものと似ていれば、PGS から第三者機関への移行がより容易になる。場合によっては、PGS と第三者機関の運営者が合意して、その移行を可能にする調整／取り決めをすることもできるだろう。これらの調整／取り決めには、事務書類の共通化や時には第三者認証機関による PGS の現地審査を含めることもできる。PGS が後に輸出のため第三者認証機関と連携を持つような場合、彼ら（第三者認証機関）を PGS の立ち上げ段階から加えておくのがよいだろう。これによって信頼が形成され、将来の作業連携が強められる。ただし、このようにするかどうかは、完全に PGS の管理者にかかっている。第三者認証機関が参画すれば、その意図が最良のものであっても、彼らにより第三者機関のアプローチの考え方や「必要条件」が導入される危険性がある。PGS の管理者は、自らの手続きを堅持することが大切である。

## 6.2 草の根組織 *Grass Roots Organization*

PGS において「草の根」Grass Roots の参加とは、その PGS が扱う生産物の生産と消費に最大多数が関与していること指している。PGS は可能な限り、地域の人々と共に地域の人々のために地域のイニシアチブで取り組まれるべきである。場合によっては、政府機関や外部組織が関与したり、または最初に主導することがあってもかまわない。しかし、草の根こそ PGS の発展プロセスと運営に不可欠である。

## 6.3 小規模農業に適していること *Suitable to Small-holder Agriculture*

小規模生産者 *smallholder* とは何か？ 小規模生産者にはそれぞれの異なった社会の経済的文化的状況により、さまざまな定義がある。一般的には、世界に何百万人という少量の生産物を生産する生産者を指す。多くの ICS の運営者が彼らの第三者認証における小規模生産者の定義に EU の基準を適用しているが、それと異なり PGS の目的においては小規模生産者の一律の定義というものは一つもない。そして、PGS の管理者のあいだでは、いかなる特定の定義もあ

るべきではないという考えが広く受け入れられている。

小規模農業に適する PGS とは、文化的に適切で、事務作業その他のしくみ・手続きの観点からみても手頃で適切になるよう設計された PGS を意味する。

## 6.4 原則と価値 *Principles and Values*

PGS は、明確に定義付けられた原則と価値により性格づけられるが、それは基準、運営マニュアル等の文書において述べられ、公開の会合、そしてまた農家の誓約によって示されたり表現される。この原則と価値には、環境保護を志向し、文化的に適切であるということだけでなく、公正な取引 fair-trade と社会的公正 social justice も採り入れることができる。

## 6.5 文書管理のシステムと手続き

### *Documented Management Systems and Procedures*

有機保証のしくみは、透明で一貫性があり、かつ公平性に基づくものでなければならない。PGS のシステムと手続きは文書で行われるべきである。この文書化の程度と複雑さはいろいろな PGS の間で異なり、時間とともに進化する。他の品質保証システムと同じように、経験を積み教訓を得るにつれて継続的改善がなされることが期待される。何も始めないより、何らかの基本的なことから始めることが望ましい。詳細は、[www.ifoam.org](http://www.ifoam.org) を通して、インドの有機 PGS、OFNZ、Ecovida、CNG の管理システム・手続きを参照されたい。

この手続きの核心は、きちんとシステムが存在し、それが客観的かつ一貫した方法で把握されることである。生産者が文書作成を行い記録管理に携わるが、それが期待される度合いはいろいろである—領収書をファイルしただけの単純なファイリングシステム（フォルダー）から、複式簿記式日誌まで。場合によっては、グループのリーダーがグループの他のメンバーのためにファイリング手続きを管理することもあるだろう。文書として次のものがある—

- ・ 基準（全文、必要であれば要約版）
- ・ データベース（記録ファイル）—メンバーのリスト、身分、生産物、各農場の詳細—すなわち作物、沿革、圃場面積など、あるいは経営計画や各農場の記録（記載文書やインドのようにビデオ記録も可能）
- ・ PGS 運営マニュアル—有機保証申請書及び有機保証手続き、ならびにその調整（シールの取得とシール使用の手順）、基準違反に対する措置、主要な主体の役割と責任、相互評価のひ

な形として（農場検査）の質問票（チェックリスト）

- ・アドバイザーへの技術的な注意書き technical notes

## 6.6 生産者の順守を確認するしくみ *Mechanisms to verify producer compliance*

規定された規範を生産者が順守していることを確認するしくみによって、積極的に参加が促され、協働することを関係者が力づけられ、学習の機会が提供される。

そのしくみは、以下を含む—

- ・農場と農業活動（経営計画）の記述—生産者のために生産者もしくは技術支援者によって書かれた農業活動（または経営計画）の表明、または彼らがどのように PGS 基準と規則を満たそうとしているかを示した口述記録。生産者はこの手続きを面倒と思いがちであるが、基準の詳細を考えることになり、それを通して基準に対する基礎的理解を得られるので、こうした手続きはたいへん重要である。また、生産者個人の主張が真実であると、その生産者が個人として署名することや言明することによって、彼らが PGS と他の関係者に対し責任をもった関与をすることになる。
- ・生産者の誓約—追加的項目として、または独立の手続きとして、生産者が誓約や取り決めを行う。誓約は特定の基準・規範に関するものであるが、理想的には個人の証言として自己宣言 self-declaration として行われる。あるいは、他の生産者が書いたものへの署名、グループの手続きを通じた証言・署名として行われることもある。後者は特に農民が読み書きできないときに有用である。グループ誓約は、個人・グループの双方が基準・規範を順守する責任を保証する。
- ・相互評価（農場“検査”）—この手続きのダイナミックなところは、次の点である。すなわち、それは基準・規範の順守ぶりを同僚のあいだで実証する働きをもたらすほかに、すべてのそれぞれの立場にある仲間が考えや意見を交換し合い、基準やお互いの農法を学びあう場を生み出す。この手続きによる成果物は、相互評価のための訪問日誌（署名・日付入り）である。それは見たままの詳細を示すほか、違反行為が何もないことが記録される。ECOVIDA は PGS の相互評価手続きへの参加に少なくとも 3 人を求め、OFNZ はすべてのグループ（小グループ）メンバーが互いの評価に参加することを求める（Pod と呼ばれるグループ/小グループの大きさによって 4~8 人の生産者）。フランス N&P 全国連盟（訳注・The French National Federation of Nature & Progress の仮訳）では、年に一度行う訪問を約 20 人の“プロ”の調査員 “professional” surveyors に頼んでいる（N&P の農民はいつそう相互評価に参加するようになっており、その追加的な仕事に対し経済的補填が与えられている）。N&P 全国連盟は、農場検査で最も優秀な農業を行っていると言われた農場の農民を調査員として送り込むようにしている。

さらに、この手続きの透明性を確保するため、調査員は、通常、消費者に同行してもらっている。

- ・知識の形成 Knowledge building —技術及び販売の問題を討論する定例会議やワークショップは、基礎知識やグループの全体的・集合的な能力を形成するのに役立つしくみである。経験豊かな生産者は情報と彼らの経験を、より経験の少ない生産者は共有することができる。誰が参加したかを示し、責任ある関与を証拠づけるのにも使えるので、会議とワークショップへの出席記録は有益である。
- ・責任の共有と PGS におけるすべての段階での対等性の考えを強めること—多くの状況において、生産者は選挙制で選ばれたリーダーをもつグループの一員である。できれば、グループの各メンバーがリーダーの役割に付随する技術と責任を学べるので、リーダーは順番制にする。

## 6.7 農民を支援するしくみ

農民を支援するために PGS が与えることができる方法は以下のようにいくつかある。

市場の促進—直売所の開催地を準備したり、消費者やバイヤーにラベルを配ったり、値付けなどの市場情報を提供するなどの活動を通して、PGS は、自らまたは NGO の支援によって、市場へのアクセスを促進できる。PGS と市場を促進する方法の例は、ブラジルの ECOVIDA ネットワークと南アフリカの Bryanston 有機市場 PGS を見ること。

情報と技術支援—技術アドバイザーからのアドバイス、ニュースレター、農場訪問、ウェブサイトなどによっても、生産者は支えられる。生産者がこれらを利用する能力は、彼らの読み書き能力の水準とメディア一般へのアクセスに依存する。読み書き能力の低い生産者にとって、定期的な技術アドバイザーとの交流は重要であろう。

## 6.8 シールとラベル

シール（公式スタンプ）（訳注・マークや、押印された認証書を指す）は、生産者の認証書のような重要書類に公式の裏書を与えるために PGS により使われる。認証書は通常毎年更新され、そのためシールの有効期間もたいていはこの文書に記載される。シールの使用は指名された人物（PGS 管理委員会など）により管理・運用される。

ラベル（訳注・表示事項を含んだマーク）は、異なる目的を持つ。それは、生産者が生産物に貼付するもので、彼らの生産物が有機保証の適用を受けたものであることの証拠を消費者に示す意図をもつ。

ラベルには、ふつう、PGS のロゴと、消費者が望むときには生産物の出所を追跡してたどれるように生産者番号またはコードが付いている。生産者と消費者とが地理上の距離で隔てられているとき、シールは特に重要である。生産者が消費者と直接の接点を持っていないとき、シールは生産者の「顔」となる。



## 6.9 明瞭な、あらかじめ定められた違反に対する規定

生産者が PGS の基準や規則を順守できない状況は常に起こりうる。多くの場合、これらの違反は記録管理のところで発生しているので、それほど大問題ではない、しかし場合によって、違反は深刻なものになりうる。禁止された資材を故意に使用したり、または生産物に不正な表示をした場合がそうである。従って、違反の深刻さに応じて違反に対する措置が段階付けられることは理に適う。

違反に対する措置は、次のようになるであろう—

- ・あらかじめ生産者が合意できる方法によって、違反への関与の範囲や違反の程度と措置についての理解を生産者から得て、違反に対する措置についての合意を定める。
- ・基準と規則に沿うよう生産者に文書で提示された合意。それらはしばしば農民の誓約に含まれる。

関係者によって「共有」されておらず、関係者により使用も尊重もされない違反に対する規定は意味がない。

措置を実際的なものにするには肝要であり、例えば、生産者に罰金が科される場合、罰金の

水準は社会経済的状況と罰金を払う生産者の能力に合わせるべきである。

違反に対する措置を実行するには、以下の注意が必要である—

- ・違反に対する措置は、首尾一貫かつ公平無私に科される。
- ・措置実行の手続きは透明である。
- ・措置の結果は、ウェブサイトまたは公示のような適切な経路を経て広く知らされる。

## 7 PGS の手続きにおける相互評価の役割

PGS の重要な側面は、生産者が互いの農場の相互評価に携わる方法だということにある。1 年目または最初の数年は、生産者の相互評価の技能が限られているので、すべての参加者に理解してもらえる手続き（以下のように）がなければ、居心地が悪くなる可能性がある。

- ・はっきりとわかる言葉で記された文書及び指示
- ・イベント（訳注・相互評価を実施することなど）に先立ち、参加者の研修を行うこと。
- ・最初の相互評価段階からずっとアドバイザーの出席・参加を依頼し、その後も定期的に彼らのアドバイスを受けて、生産者が自信を与えられる技術支援をすること。

PGS の事例研究のいくつかの例は『参加型保証システムのケーススタディ』（IFOAM、2005 年）に示されている。それぞれ詳細にわたって相互評価を紹介し、さらに新しい PGS のガイドラインとして採用・適用された農場運営計画のひな形も含んでいる。「相互評価」peer review という用語は PGS に共通して使われているが、その手続きは農場検査／農場審査（farm inspection）とか内部検査／内部監査（internal inspection）、または ECOVIDA の場合のように倫理評議会訪問（the Ethical Council's visit）と呼んでもよい。生産者と他の主要な関係者が“検査”や意思決定過程に参加することによって PGS の参加の本質を体現するという手続きそのものと比べれば、そうした用語の問題はさほど重要ではない。

手続きの理解を助け、実施をしやすくするには、次の項目に注意を払うこと。

- ・質問票（チェックリスト）は、質問に対し主観的な回答を求めることは最小限にするか避けるべきである。
- ・質問票は、基準・規則や農場運営計画の特定の項目に対する主要な質問に番号をふって参照できるようにし、体系化するとよい。この手順によって、参加者は質問を系統的にたどり、基準をどのように適用するか意識を集中させることができる。万一違反があれば、基準・規則のどの項目が問題なのか参照できるだろう。

注意深く書かれた質問票は参加者の基準理解を助け、検査と記録手続きを標準化するのに役立つ。それによって、相互評価の手続きを混乱させかねないある種の主観性（基準や有機とは何かに関する各個人の解釈）が取り除かれる。また審査に出席して手続きをコントロールしようとする者の影響力を弱めることができる。

農場資産の現状を評価するには経年的な変化を測れる参照項目を必要とする。ふつうこの文

書は農場運営計画と呼ばれる。この計画は、農場の現在の配置図や活動を述べるほか、将来の発展見通しを示す。その計画は、生産者自らか、生産者に代わり技術支援者によって書かれる。

運営計画は多くの機能を持つ。それは、次のようである—

- ・農場の説明（沿革及び運営手法）
- ・農場の経年的変化を測る参照項目。それはふつう、農場相互評価の手続きでチェックされる。
- ・説明責任がある生産者の、文書（場合によっては口頭）による責任ある関与

運営計画がない場合は、相互評価の質問票（記録）は農場についての経年情報の蓄積に役立つ。

## 8 料金 *Fees*

PGSの目的の一つは、料金をできるだけ現実的な低さに抑えることにある。PGSの運営に伴うコストは常に発生するので、それを生産者が支払うのか否かはすべてPGSが決めることである。政府の助成、会員からの寄付、NGOなどからの支援や、ボランティアで賄うなどの選択肢がある。資金源が何であれ、PGSの運営のためのコストは当初から考慮されるべきであり、PGSの持続性や成功も、そうした基本施設・運営・成長に十分な資金が投入されることにかかっているであろう。PGSの運営コストを生産者が拠出する場合は、当初から生産者はその検討に加わるべきである。

9 4つのPGSの基本事項一覧

|             | ECOVIDA   | OFNZ   | PGSオーガニック・インディア  | CNG  |
|-------------|---|--|--|--|
| 国           | ブラジル  | ニュージーランド   | インド  | アメリカ   |
| 発足年         | 2001  | 2002   | 2007   | 2002   |
| 規範/基準       | Normative Instruction N.007   | BIO-GROを適用<br>NZ (IFOAM認定の機関)  | 有機食品の全国基準  | USDA (NOPS) 農務省全国有機生産基準  |
| シール/ラベル     | Ecovida シール、Ecovida ネットワーク・トレードマーク  | OFNZ シール   | PGSオーガニック・ロゴ   | CNG (自然栽培認定) シール   |
| 市場(マーケット)   | 国内、近隣諸国   | 国内(全国)   | 国内(全国)   | 国内(全国)   |
| ウェブサイト      | www.centroecologico.org.br  | www.ofnz.org<br>www.organicnz.jp.net   | www.pgsorganicindia.in   | www.naturallygrown.org   |
| PGSへの政府の認知度 | 地方レベル (provincial)  | 認知しているが、公式ではない   | 認知しているが、公式ではない   | 認知しているが、公式ではない   |
| 主要な書類       | Ecovida 研修の手引き (Ecovida Training Manual)<br>— 生産者登録<br>— (経営計画)<br>— 生産ガイドライン<br>— 環境の規則<br>— 生産<br>— シールの取得<br>— シールとマーク使用<br>— 倫理協議会の役割 | 申請と登録の書類(経営計画を含む)<br>OFNZ 生産基準<br>OFNZ 運営マニュアル<br>農場相互評価チェックリスト<br>認証管理者ガイドライン | 有機(オーガニック)基礎基準<br>農民の宣言<br>地域グループのつくり方<br>農場相互評価フォーラム<br>地域グループの記録文書ガイドライン | 栽培者の申請<br>栽培者の宣誓書<br>野菜栽培者向け・栽培基準と実際、酪農・畜産農家向け、養蜂者向け基準と実際<br>検査ガイド<br>検査員の報告レポート |
| 登録の方法       | 書類による申請   | 書類による申請  | 書類による申請  | インターネットによる直接の登録  |
| 組織の構成       | Ecovida Networkにより、地域組織が連結している  | 全国協議会による日常的な責務の遂行  | PGSオーガニック・インディア協議会による、地域協議会を含めた日常的な監督                                      | CNG本部のパートタイムの管理者による責任がある。地域ごとの責任に譲られる傾向にある。                                      |

## 10 PGSからの感想と課題 *Lessons learned (Reflections)*

次の内容は、いくつかのすでに活動しているPGSからのフィードバックである。質問は、「PGSが開始されてから、主に変化したり、あるいは学んだことは何か？」というものである。

- ・ 最初からできるだけ多くの関係者に携わってもらうことで、この手続きはスローで反応も否定的であるかもしれないが、続けていくことで、時間が経てば、初めは反対していた人も擁護するようになる。
- ・ 組織の成長と持続性を計画すること。最初はボランティアベースで発展するであろうが、しばらくした後には、ボランティアだけでは続かなくなる。組織を進める主要な人には支払えるようにしなければならない。
- ・ ものごと（例えばPGSのような）を始める人は、おうおうにしてひとたび出来上がってしまうと、運営を持続させないので、そのことに気を付けて、そうしたことのできる新しい人を組織に注入していく。
- ・ 生産者は忙しいので、文書作業をうとんじることがある。あなたのPGSでそうしたことが散見されれば、文書作業を最小限に低減し、忍耐と励ましが必要である。
- ・ PGSが成長するにつれて、新しい見解や異なる方法が持ち上がってくる。そうした考え方や方法の多様性を組み込み包摂することは重要である。
- ・ 最初は、PGSが市場（マーケット）で受け入れられるのか不安があった。だが、OFNZの場合、ひとたび消費者が彼らの生産物を見て、シールが紹介されると、消費者はすぐにOFNZ生産物を選択するようになった。今では国中で、OFNZは有機の保証であると認識されるようになっている。
- ・ かなり多くの十分なメンバーによって責任を共有し、そのコストも分かち合うことが大切である。

## 参考文献

Tanzania (TOAN) and Uganda (NOGAMU)

Participatory Guarantee Systems IFOAM 4 PGS Case Studies published by IFOAM February 2006

PGS Manuals and related PGS documents including Ecovida Training Manual published 2004, OFNZ, CNG, OLS (from websites)

PGS East Africa Report Gunnar Rundgren. IFOAM, 2007

Report - International Workshop on Alternative Certification. Rio Grande do Sul. Brazil, 2004

Report - India National Workshop for PGS. Goa, India. June 2006

Report - East African PGS Workshop. Arusha, Tanzania. April 2007

These publications and other related publications can be found on the IFOAM website, either in the PGS section or in the IFOAM bookstore section.

参考

国際有機農業運動連盟（IFOAM-Organics International）の  
「有機農業の定義」と「有機農業の原理」

有機農業の定義

Definition of Organic Agriculture

有機農業は、土壌・自然生態系・人々の健康を持続させる農業生産システムである。それは、地域の自然生態系の営み、生物多様性と循環に根差すものであり、これに悪影響を及ぼす投入物の使用を避けて行われる。有機農業は、伝統と革新と科学を結び付け、自然環境と共生してその恵みを分かち合い、そして、関係するすべての生物と人間の間  
に公正な関係を築くと共に生命（いのち）・生活（くらし）の質を高める。

(IFOAM 2008)

有機農業の原理（要旨）

Principles of Organic Agriculture

健康の原理 The Principle of Health

有機農業は、土・植物・動物・人・そして地球の健康を個々別々に分けては考えられな  
いものと認識し、これを維持し、助長すべきである。

生態的原理 The Principle of Ecology

有機農業は、生態系とその循環に基づくものであり、それらと共に働き、学び合い、そ  
れらの維持を助けるものであるべきである。

公正の原理 The Principle of Fairness

有機農業は、共有環境と生存の機会に関して、公正さを確かなものとする相互関係を構  
築すべきである。

配慮の原理 The Principle of Care

有機農業は、現世代と次世代の健康・幸福・環境を守るため、予防的かつ責任ある方  
法で管理されるべきである。

(IFOAM 2005)

**備考** 国際有機農業運動連盟 IFOAM-Organics International のウェブサイトより。なお、国際有機農  
業運動連盟は、2015年、それまでの International Federation of Organic Agriculture（略称 IFOAM）を  
改称した。なお、日本語訳は、従来どおり、国際有機農業運動連盟を使用した。（日本有機農業研究会）

## 参加型保証システム（PGS）ガイドライン

—どのようにしてP G S をつくり、機能させるか—

原著者（英文） クリストファー・メイ(ニュージーランド) (2008 年)

日本語訳 NPO 日本有機農業研究会 (2015 年8 月)

発 行 国際有機農業運動連盟 (I F O A M)  
(詳しくは、表紙裏をご覧ください)

日本語訳連絡先 113-0033 東京都文京区本郷 3-12-17-501

NPO 日本有機農業研究会

電話 03-3818-3078 Fax 03-3818-3417

メール info@joaa.net ウェブサイト www.joaa.net